型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会　型式27―05号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成28年４月19日

一般社団法人日本膜構造協会
会長　石井　一夫

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分

太陽工業株式会社

型08Adbe0010098　平成28年２月26日

型08Adce0010099　平成28年３月31日

有限会社ノヴェルデザイン

型08Adce0070027　平成28年３月２日

型08Adce0070028　平成28年３月２日

今泉テント株式会社

型08Adce0110067　平成28年３月２日

型08Adce0110068　平成28年３月31日

東電設計株式会社

型08Adce0350003　平成28年２月26日

型08Adce0350004　平成28年２月26日

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　岩手県自動車販売厚生年金基金

２．事務所の所在地　岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

３．設立事業所の名称及び所在地　岩手トヨペット株式会社　岩手県盛岡市、岩手マツダ販売株式会社　同県同市、岩手県自動車販売健康保険組合　同県同市、岩手スバル自動車株式会社　同県同市、ネッツトヨタ盛岡株式会社　同県同市、岩手三菱ふそう自動車販売株式会社　同県岩手郡、いすゞ自動車東北株式会社岩手支社　同県盛岡市、岩手県自動車販売店協会　同県紫波郡、岩手自動車塗装株式会社　同県盛岡市、岩手日野自動車株式会社　同県同市、一般財団法人日本自動車査定協会岩手県支所　同県紫波郡、モトモチ商事株式会社　同県盛岡市、株式会社東北マツダ岩手事業部　同県同市、盛岡いすゞモーター株式会社　同県同市、日新スズキ販売株式会社　同県花巻市、株式会社スズキアルト岩手　同県同市、株式会社ホンダベルノ南岩手　同県一関市、岩手県自動車販売厚生年金基金　同県盛岡市、株式会社トヨタレンタリース岩手　同県同市、エヌシー株式会社　同県同市、社団法人岩手県自動車整備振興会　同県紫波郡、岩手県自動車整備商工組合　同県同郡、有限会社三共モータース　同県花巻市、株式会社スズキオート岩手　同県北上市、株式会社ジェームス岩手　同県盛岡市、株式会社オートモール　同県北上市、岩手三菱自動車販売株式会社盛岡事業部　同県盛岡市

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成28年３月31日

平成28年４月19日

岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号
岩手県自動車販売厚生年金基金
理事長　元持　勝利

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　元持　勝利

２．住所　岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号

平成28年４月19日

岩手県盛岡市みたけ三丁目32番18号
岩手県自動車販売厚生年金基金
理事長　元持　勝利

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受けて解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　秋田県電子工業厚生年金基金

２．事務所の所在地　秋田県秋田市中通二丁目２番32号

３．設立事業所の名称及び所在地　新屋工業株式会社　秋田県秋田市、株式会社サンワ　秋田県秋田市、日本エス・エム・テー株式会社　秋田県秋田市、株式会社アイセス　秋田県南秋田郡井川町、ニッポ電工株式会社　秋田県潟上市、株式会社宮盛　秋田県南秋田郡五城目町、高尾工業株式会社　秋田県秋田市、戸田精工株式会社　秋田県大館市、株式会社キャッツ電子設計　秋田県鹿角市、株式会社テーエムシー　秋田県北秋田市、株式会社八森電子デバイス　秋田県山本郡八峰町、アキタ・セキエレクトロニクス株式会社　秋田県仙北市、有限会社協賀電子工業　秋田県仙北郡美郷町、株式会社斉藤光学製作所　秋田県仙北郡美郷町、株式会社セレクトラ　秋田県仙北市、株式会社東北芝浦電子　秋田県仙北市、ミタケ電子工業　秋田県大仙市、ロード電子工業株式会社　秋田県仙北郡美郷町、木内商機株式会社　秋田県由利本荘市、岩田光学工業株式会社秋田工場　秋田県由利本荘市、有限会社斎藤工業所　秋田県にかほ市、株式会社栄田　秋田県にかほ市、由利工業株式会社　秋田県由利本荘市、株式会社岩手芝浦電子　岩手県二戸郡一戸町、秋田県電子工業厚生年金基金　秋田県秋田市、株式会社中央科学　秋田県秋田市、株式会社板垣工業　秋田県にかほ市、横手精工株式会社　秋田県横手市、株式会社ホクシンエレクトロニクス　秋田県秋田市、由利電子部品株式会社　秋田県大仙市、秋田県電子工業振興協議会　秋田県秋田市、矢島精工株式会社　秋田県由利本荘市

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

５．解散認可年月日　平成28年４月１日

平成28年４月19日

秋田県秋田市中通二丁目２番32号
秋田県電子工業厚生年金基金
理事長　須田　精一